

平成 27年 9月 30日

各 位

会 社 名	東福製粉株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 野上 英一
(コード番号)	2006 東証第2部・福証)
問 合 せ 先	取締役執行役員総務部長 山口 雄治 TEL (092) 781 - 1661

流通株式時価総額に係る監理銘柄(確認中)の指定に関するお知らせ

当社株式は、流通株式時価総額基準に関し、平成27年10月1日から監理銘柄(確認中)に指定されることが株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所という)より本日公表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

平成27年1月9日付「「流通株式時価総額」に係る猶予期間入りに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成26年9月30日時点の当社株式の流通株式時価総額が有価証券上場規程第601条第1項第2号b本文に定める所要額(5億円)未満となったことから、当社株式は東京証券取引所の上場廃止に係る猶予期間入り(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)銘柄となっております。

この度、猶予期間の最終日(平成27年9月30日)までに流通株式の時価総額が所要額(5億円)以上となったことが確認出来ない状況となり、東京証券取引所の上場廃止基準に該当するおそれがあると認められたことから、監理銘柄(確認中)に指定されました。

今後、当社は、平成27年9月末日時点の株主名簿が確定した後に、東京証券取引所に対し「株券等の分布状況表」(以下、分布状況表という)を提出し、当該分布状況表によって当社の流通株式時価総額が東京証券取引所の有価証券上場規程に定める所要額(5億円)以上であることが確認された場合は、監理銘柄(確認中)の指定から解除されます。

一方、所要額(5億円)以上であることが確認出来なかった場合には、監理銘柄(確認中)の指定から解除はされず、有価証券報告書の提出日までに公募、売出し、又は数量制限付分売を行わない場合には、有価証券報告書提出後、整理銘柄に指定されることになり、その後上場廃止となります。

猶予期間の最終日(平成27年9月30日)のあと3ヶ月以内に行った公募、売出し、又は数量制限付分売にかかる株式数については、有価証券報告書の提出日までに所定の手続きを行うことで平成27年9月末日時点の流通株式と見なされることから、当該分布状況表によって平成27年9月末日時点の流通株式時価総額が所要額(5億円)以上であることが確認出来なかった場合でも、公募、売出し、又は数量制限付分売を行うことで、その後監理銘柄(確認中)の指定から解除される可能性があります。

当社はこれまで上場維持に向け、業績の確保に鋭意努力してまいりましたが、個人消費の低迷や低価格志向を背景とした販売競争による粗利の低下など、厳しい環境下であり平成27年4月24日には業績予想の下方修正を行っております。また昨今の株式市場の低迷等もあり、平成27年9月末日時点での当社株価(終値)が111円となりました。

また、当社は親会社である日本製粉株式会社との連携等により業績向上を目指すことにより、株価の回復を図り上場廃止の猶予期間からの解除を目指してまいりましたので、東京証券取引所の定める公募、売出し、又は数量制限付分売の実施による流通株式数の改善について積極的な検討は行わず株式市場の動向を見守ってまいりました。

当社といたしましては、公募、売出し、又は数量制限付分売の実施について具体的な検討は行っておらず、今後の実施については現在のところ未定です。平成27年9月30日時点の流通株式時価総額が確定後、今後の方針等について検討し確定次第開示いたします。

もし、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった場合、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、当社は同時に福岡証券取引所にも上場しており取引自体は可能であります。

以 上